

【経路地更新の手続きについて】

経路地更新は、優良運転者講習対象の方が、住所地以外の都道府県を經由して更新する手続きです。愛媛県では、平日に運転免許センターにおいてのみ、誕生日の1か月前から誕生日までに手続きを受理することができます。

■手続き場所■

◇ 運転免許センター

(松山市勝岡町 1163 番地 7) (089) 934-0110 又は (089) 978-4141

(受付時間) **平日** 午前 8 : 30 ~ 9 : 30
午後 1 : 00 ~ 2 : 00

(受付場所) 2階

(免許交付) 住所地の都道府県での交付又は郵送での受け取りとなります。

(注) 土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日~1月3日まで)を除く。

■手続きの注意点■

- 手続きができる期間は、誕生日の1か月前から誕生日までです。
- 運転免許証の記載事項の変更は、同時にできません。
- 新しい運転免許証は、住所地の都道府県で交付若しくは郵送での受け取りとなります。
- 免許の条件が付されていない方(視力、聴力を除く。)のみが対象です。
- 高齢者講習対象の方は、事前に高齢者講習を受講した方が対象です。

■手数料■

- ・経路地更新手数料 550円(愛媛県証紙)
- ・講習手数料 500円(愛媛県証紙)
- ・更新手数料 2,550円(**住所地都道府県の証紙** ※事前に準備が必要です。)
※ 更新手数料は、更新連絡書に記載されています。住所地都道府県の更新手数料納付済通知書や払込証明書等が必要な場合があります。詳しくは住所地の都道府県公安委員会にお問い合わせください。
- ・郵送料等(希望者は、郵送手数料が別途必要です。)
※ 交通安全協会に申し込む必要があります。

■手続きに必要なもの■

- (1) 運転免許証(再交付が必要な方は、手続きができません。)
- (2) 運転免許証更新連絡書(はがき)
(優良運転者の方で、経路地で更新手続きができる旨の記載があるもの)
- (3) 手数料(自県の証紙及び經由窓口での納付額)
- (4) 免許用写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm)
※ 6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景・カラー又は白黒のもの
- (5) 高齢者講習受講済みの方は高齢者講習終了証明書 ※ 有効期間満了日の年齢が70歳以上の方